第二十八条中「新国保法」を「改正法附則第二十七条の規定による改正後の国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号。第三十条において「新国保法」という。）」に改める。

第二十九条中「新高齢者医療確保法」を「改正法附則第三十四条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。第三十一条において「新高齢者医療確保法」という。）」に改める。

第三十条中「に旧特定施設」を「に改正法附則第二十七条の規定による改正前の国民健康保険法（以下この条において「旧国保法」という。）第百十六条の二第一項第六号に掲げる特定施設（新国保法第百十六条の二第一項第六号に掲げる特定施設に該当するものを除く。以下この条において「旧特定施設」という。）」に改める。

第三十一条中「旧高齢者医療確保法」を「改正法附則第三十四条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律（以下この条において「旧高齢者医療確保法」という。）」に、「旧特定施設」を「旧高齢者医療確保法第五十五条第一項第五号に掲げる特定施設（新高齢者医療確保法第五十五条第一項第五号に掲げる特定施設に該当するものを除く。）」に改める。

（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部改正）

第十条　地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十七年政令第百三十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十六条」を「第二十七条」に改める。

本則に次の一条を加える。

（指定の更新に関する経過措置）

第二十七条　医療介護総合確保推進法附則第二十条第一項の規定により同項に規定する第六号新介護保険法第四十二条の二第一項本文の指定を受けたものとみなされた者の当該指定に係る医療介護総合確保推進法附則第二十条第一項に規定する第六号施行日後の最初の更新については、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十八条の十二において準用する同法第七十条の二第一項中「六年ごと」とあるのは、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）附則第二十条第二項の規定によりその効力を失うものとされた第四十一条第一項本文の指定を受けた日（この項の規定による更新を受けた場合にあっては、直近の更新前のこの項の期間の満了の日の翌日）から起算して六年を経過する日まで」とする。

附則第二条中「（平成九年法律第百二十三号）」を削る。

附　則

この政令は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。ただし、第九条（介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第二十条第一項の改正規定を除く。）の規定は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　塩崎　恭久
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　大塚　珠代
防衛大臣　中谷　元

内閣官房令

○内閣官房令第一号

行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第六十九号）の施行に伴い、国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）第十九条の規定に基づき、国家公務員退職手当法の規定による退職手当の支給制限等に係る書面の様式を定める内閣官房令の一部を改正する内閣官房令を次のように定める。

平成二十八年二月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

国家公務員退職手当法の規定による退職手当の支給制限等に係る書面の様式を定める内閣官房令の一部を改正する内閣官房令

国家公務員退職手当法の規定による退職手当の支給制限等に係る書面の様式を定める内閣官房令（平成二十一年総務省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「次の各号の区分に応じ、当該各号に定める様式によるもの」を「別記様式第二のとおり」に改め、同項第一号及び第二号を削る。

第二条第一項中「別記様式第四」を「別記様式第三」に改め、同条第二項中「別記様式第五」を「別記様式第四」に改め、同条第三項中「別記様式第六」を「別記様式第五」に改め、同条第四項中「別記様式第七」を「別記様式第六」に改める。

第三条第一項中「次の各号の区分に応じ、当該各号に定める様式によるもの」を「別記様式第七のとおり」に改め、同項第一号及び第二号を削り、同条第二項中「次の各号の区分に応じ、当該各号に定める様式によるもの」を「別記様式第八のとおり」に改め、同項第一号及び第二号を削る。

第四条中「別記様式第十二」を「別記様式第九」に改める。

第五条第一項中「次の各号の区分に応じ、当該各号に定める様式によるもの」を「別記様式第十のとおり」に改め、同項第一号及び第二号を削り、同条第二項中「次の各号の区分に応じ、当該各号に定める様式によるもの」を「別記様式第十一のとおり」に改め、同項第一号及び第二号を削る。

別記様式第一中「不服申立て」を「審査請求」に、「60日」を「3か月」に改め、「又は決定」を削る。

別記様式第二（第1条第2項第1号関係）を「別記様式第二（第1条第2項関係）」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「60日」を「3か月」に改め、「又は決定」を削る。

別記様式第三を削る。

別記様式第四から別記様式第七までの様式中「不服申立て」を「審査請求」に、「60日」を「3か月」に改め、「又は決定」を削り、別記様式第四を別記様式第三とし、別記様式第五から別記様式第七までを1ずつ繰り上げる。

別記様式第八中「別記様式第八（第3条第1項第1号関係）」を「別記様式第八（第3条第1項関係）」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「60日」を「3か月」に改め、「又は決定」を削り、同様式を別記様式第七とする。

別記様式第九を削る。

別記様式第十中「別記様式第十（第3条第2項第1号関係）」を「別記様式第十（第3条第2項関係）」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「60日」を「3か月」に改め、「又は決定」を削り、同様式を別記様式第八とする。

別記様式第十一を削り、別記様式第十二を別記様式第九とする。

別記様式第十三中「別記様式第十三（第5条第1項第1号関係）」を「別記様式第十三（第5条第1項関係）」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「60日」を「3か月」に改め、「又は決定」を削り、同様式を別記様式第十とする。

別記様式第十四を削る。

別記様式第十五中「別記様式第十五（第5条第2項第1号関係）」を「別記様式第十五（第5条第2項関係）」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「60日」を「3か月」に改め、「又は決定」を削り、同様式を別記様式第十一とする。

別記様式第十六を削る。

附　則

この内閣官房令は、行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。